

新西和医療センター整備基本計画検討委員会規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山 下 真

奈良県規則第七十五号

新西和医療センター整備基本計画検討委員会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、新西和医療センター整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 委員会は、委員六人以内で組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。
 - 一 学識経験を有する者
 - 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

（任期）

第三条 委員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第六条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、福祉医療部医療政策局病院マネジメント課において処理する。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。